

学校法人日本女子大学と高知県高岡郡梶原町との相互協力に関する基本協定書

学校法人日本女子大学を甲とし、高知県高岡郡梶原町を乙として、甲及び乙は、相互の協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、相互のもつ人的資源、物的資源、知的資源を相互に活用することにより、地域社会、研究、教育、産業の振興に貢献することを目的とし、相互協力に関する基本協定を締結する。

(相互協力)

第2条 前条の相互協力の事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域社会と連携した学術研究や教育の実践に関すること。
- (2) 地域社会や地域産業との連携による新しい産業の創出・振興に関すること。
- (3) 新たな地域社会や社会経済づくりに向けた政策研究に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が、必要があると認めたこと。

2 前項の事業の実施は、別に定める細目によるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定の締結の日から4年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲及び乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

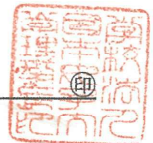
第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名、押印の上、各自その1通を保有する。

2023年(令和5年)4月13日

甲 東京都文京区目白台2丁目8番1号  
学校法人日本女子大学 理事長

今市涼子



乙 高知県高岡郡梶原町梶原1444番地1  
梶原町長

吉田尚人

